

諸外国における在住外国人の社会統合施策の実施状況調査

調査国名	フランス
事務所名	パリ事務所
記入者名	—
メールアドレス	<a href="mailto:contact@clairparis.org">contact@clairparis.org</a>

【基本的な情報について】

設問1 貴国内の人口数等について記載してください。

- ・ 国内の総人口数 67,300,000 人 (2020年 月時点)
- ・ 国内の在住外国人数 6,800,000 人 (2020年 月時点)

総人口に占める在住外国人数 10.10%

【在住外国人に対する公的な言語学習制度について】

設問2 在住外国人に対する自国語（移住先の言語）の公的な言語学習制度（以下「言語学習制度」という）はありますか。

- ある → 設問3にお進みください
- ない → 設問13にお進みください

設問3 在住外国人に対して、言語学習制度を受けることを義務化していますか。例えば、永住許可の条件としている場合など、一定の条件を化している場合は「3 その他」にその内容をご記入ください。

- 義務
- 任意
- その他（以下にご記入ください）

フランスに滞在を許可され、恒久的な滞在を望む16歳以上の外国人(注)は、フランス語の言語学習および公民教育研修を内容とする「共和国統合契約 (CIR\*)」にサインし履行しなければならない。ただし、次の滞在許可証保持者は対象とならない：ビジター、学生、研修生、才能パスポート、季節労働、企業内派遣。その他、フランスに8年以上滞在中かつ10歳以降最低5年間フランスの学校で教育を受けた者（例：フランスで生まれ育った外国籍の者）や、病気治療目的で滞在を許可された者も対象外となる。2019年より、才能パスポートと企業内派遣の滞在許可証保持者は、希望によりCIR契約を結ぶことが可能。

また、次の場合は言語学習が免除される：フランスの中等教育機関に3年以上通った者、フランスの高等教育機関に1年以上通った者。

CIRは、内務省所管のフランス移民統合局 (OFII) が統制しており、フランス語の言語学習、公民教育研修ともに受講者は無料で受けられる。

国が実施するCIR枠内のフランス語学習の他に、複数の地方公共団体では滞在条件に縛られない外国人向けのフランス語学習を提供している。

(注) 欧州外からフランスに入国する者。ここでいう欧州とは、EUメンバー国およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス。

\*CIR = Contrat d' intégration républicaine

(参考)

公共サービスHP : <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F17048>

フランス内務省 《 Le parcours d' intégration républicaine rénové 》 (PDF) 2019.

共和国統合契約書 (CIR) : <https://www.ofii.fr/wp-content/uploads/2020/12/CIR-CONTRAT.pdf>

**設問4 言語学習制度における学習機会の提供にあたって、責務・役割（実施・運営・財政負担・便宜等）の主体を選択し（複数選択可）、その内容をご記入ください。**

- 国（以下に、責務・役割、及び、助成金等地方自治体への支援内容（あれば）を、具体的にご記入ください）

フランスに滞在を許可された新規入国の外国人を対象に、フランス内務省が共和国統合契約（CIR）の枠内で仏語学習および公民教育研修を義務付けている（設問3の回答参照）。内務省所管のフランス移民統合局（OFII）が発注機関となりサービスを調達。

〈参考〉

仏移民統合局HP：<https://www.ofii.fr/lofii-renouvelle-ses-marches-cir-formation-linguistique-et-civique-positionnement-et-certification-linguistique/>

- 州（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

州または県には国を代表する行政監督者として地方長官（préfet）が置かれている。地方長官は国を代表して共和国統合契約（CIR）にサインするほか、外国人契約者のニーズや状況に応じて契約の延長や解除を行う権限をもつ。

〈参考〉

内務省HP（CIR概要）：

<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/qu-est-ce-contrat-integration-republicaine-cir>

- 地方自治体（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

在住する外国人数など、各自治体では地域の特色に応じフランス語学習の機会を設けている。多くの場合、受講者のニーズに対応したアソシアション（仏NPO）等の機関と提携し、また、それら機関に対し自治体権限の範囲内で助成を行うことで外国人住民の社会統合を目指している。

例）パリ市HP。フランス語学習のニーズ・対象別（一般、難民、求職中の外国人等）に市内で提供される語学学習プログラムが網羅されている：

<https://www.paris.fr/pages/apprendre-le-francais-a-paris-7915>

- 外国人雇用企業（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

2004年5月4日の生涯にわたる職業訓練と労使対話に関する法律\*において、フランス語の習得は職業能力として認められ、生涯に渡る職業訓練の対象となっている。外国人労働者の言語学習を企業に義務付ける言明はないものの、雇用主は職務に応じて労働者の職業能力を適応させ雇用の維持に務める義務を負い、その一環として雇用主は職業能力開発計画（Plan de développement des compétences）と呼ばれる職業訓練プログラムを労働者に提案することができる（労働法典L. 6321-1条）。職業能力開発計画は、団体協約等に従い労働者から雇用主に提言することも可能。

その他、労働者は、設問17にある職業訓練個人口座（CPF）を利用し自ら言語学習の職業訓練を受けることができる。CPFを利用した職業訓練が雇用主との合意の上で就労時間内に行われる場合は、訓練時間は就労時間に含まれ給料も通常に支払われる。就労時間外に職業訓練が行われる場合は、労働者は雇用主に合意を求める義務はなく、企業からの援助対象ともならない。

\*Loi n° 2004-391 du 4 mai 2004 relative à la formation professionnelle tout au long de la vie et au dialogue social

〈参考〉

労働省HP：[https://travail-](https://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/langueFrancaisedsTravail.pdf)

[emploi.gouv.fr/IMG/pdf/langueFrancaisedsTravail.pdf](https://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/langueFrancaisedsTravail.pdf)

<https://travail-emploi.gouv.fr/formation-professionnelle/entreprise-et-formation/article/plan-de-developpement-des-competences#>

経済・財務省HP：<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/obligation-formation-professionnelle-salaries>

公共サービスHP：<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F11267>

- NPO・任意団体等（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

フランスにはアソシアション（association）とよばれる法人格を有した無数の非営利団体が全国各地に存在する。外国人向け言語学習の分野でも、大小多くのアソシアションが国や地方自治体と連動してあらゆるレベルで活動している。アソシアションは、国が調達する語学研修サービスに係る入札に参加することもあれば、県や自治体からの助成を受けて言語学習機関の運営に携わるなど、フランスの社会統合政策において不可欠な存在である。

- その他（以下に、主体とその責務・役割を具体的にご記入ください）

**設問5 言語学習制度の受講対象者についてお答えください。（複数選択可）**

- 就学後の成人
  - 就学後の未成年
  - 就学中の児童
  - 就学前の子ども
  - その他（以下にご記入ください）
- 設問7にお進みください
- 設問6にお進みください
- 設問7にお進みください

フランスで就学中の、フランス語を母語としない子どもの保護者。詳細は「設問17」で回答。

**設問6 設問5で「就学前の子ども」を選択した方にお聞きします。就学前の子どもに対する具体的な取組内容を以下にご記入ください。**

2012年10月2日の通達2012-141号に基づき、新規来仏したフランス語を母語としない生徒は、幼児部門（3～5歳）から義務教育終了まで原則として年齢相応の普通クラスに編入する。初等教育および中等教育の生徒は到着時にフランス語能力の査定を行った上で、フランス語学習を中心とした就学支援クラスにも通う（UPE2A\*とよばれる就学支援制度）。日本では就学前にあたる幼児部門（école maternelle）は、フランスでは義務教育（注1）である。幼児部門に仏語を母語としない児童のための就学支援クラスは設けられていないものの、児童は一日数時間（注2）をフランス語の就学環境で過ごすため、結果的にフランス語のイマージョン教育（注3）に似た環境に置かれることとなる。

\* UPE2A : Unité pédagogique pour élèves allophones arrivants 「新規来仏した仏語を母語としない生徒のための教育ユニット」

（注1）フランスでは2019年度より、初等教育に先立つ3年間、幼児教育（3～5歳）が義務化されている。各学区には公立学校の幼児部門が設置されており、国民教育（Education nationale）の学習プログラムが確立されている。初等教育と中等教育同様、国民教育の教員資格を持つ教師が担任制で学級を受け持つ。フランスでは、義務化以前より3歳児の「就学率」は97%であり、3歳より「学校」に通い始めるという感覚が一般的である。

（注2）フランスの幼児部門（école maternelle）の就学時間は初等教育部門の就学時間と同等（週24時間教育）。

（注3）イマージョン教育：習得したい言語を媒介として他教科を学ぶことにより、目標言語を自然に身につける教育法。言語に浸漬（immersion）することからそう名付けられる。

（参考）

国民教育省HP：<https://www.education.gouv.fr/la-loi-pour-une-ecole-de-la-confiance-5474>

国民教育省HP：<https://www.education.gouv.fr/bo/15/Hebdo44/MENE1526553A.htm>

**設問7 言語学習制度の頻度・期間・総学習時間（又は上限時間）をお答えください。**

共和国統合契約（CIR）：契約者の必要に応じて100、200、400時間。母語の読み書きができない非識字者は600時間

OEPRE（外国人生徒の保護者向け言語学習制度）：年間60～120時間

自治体が提供する仏語習得コース（全レベル対象、学校年度9～6月までが主流）：年間120時間前後。

（参考）

フランス内務省 《 Le parcours d'intégration républicaine rénové 》（PDF）2019.

国民教育省OEPREポータルサイト：<https://eduscol.education.fr/2187/ouvrir-l-ecole-aux-parents-pour-la-reussite-des-enfants>

イル・ド・フランス州のフランス語学習のためのネットワーク：<https://www.reseau-alpha.org/>

**設問8 言語学習制度の中で、学習レベルの目標設定や求める水準はありますか。**

ある（具体的な内容を以下にご記入ください）

長期滞在許可証の種類に応じ、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）に準じたフランス語レベル（A1, A2, B1）の取得を求められる。

- ・複数年滞在許可証（2年または4年）：A1
- ・在留許可証（10年）：A2
- ・フランス国籍：B1

（参考）

仏移民統合局HP：<https://www.ofii.fr/procedure/accueil-integration/>

ない

**設問9 言語学習制度の受講者の受講料負担はありますか。**

ある（具体的な内容を以下にご記入ください）

自治体が主催する市民向けの仏語習得コースなどでは、少額の受講者負担が求められる場合がある。国が実施主体の言語学習は受講者負担なし。

（参考）

イル・ド・フランス州のフランス語学習のためのネットワーク：<https://www.reseau-alpha.org/>

ない

**設問10 言語学習制度の授業形態についてお答えください。（複数選択可）**

- 対面授業
- オンライン授業
- その他（以下にご記入ください）

アプリケーションソフトウェア。

例として、イル・ド・フランス州では、15歳以上のイル・ド・フランス住民を対象に、外国人向けのフランス語（FLE\*）を含めた複数の言語を学習できるアプリを無料で提供している。予算600万ユーロ、2019年より州レベルで展開。

\*FLE：Français langue étrangère - 外国語としての仏語教授法

<https://www.iledefrance.fr/qioz-le-site-et-lappli-dapprentissage-des-langues-gratuit-pour-tous>

設問11 言語学習制度の講師になるための公的な資格（又は要件）はありますか。

ある（具体的な資格名（又は要件）を以下にご記入ください）

・外国語としてのフランス語教授法（FLE）のディプロマ（DAEFLE）またはマスター保持者  
FLE = Français langue étrangère  
・第二言語としてのフランス語（FLS）または就学のためのフランス語教授法（FLSco）教授法の有資格者。教員資格の補足的資格（Certification complémentaire）。外国人生徒の就学支援を目的として、各大学区に設置された「新規来仏した仏語を母語としない生徒ならびに移動生活者の子どもの就学支援のためのセンター（CASNAV）」が主に現役教員向けに資格研修を提供。  
FLS = Français langue seconde  
FLSco = Français langue de scolarisation  
CASNAV = Centre académique pour la scolarisation des enfants allophones nouvellement arrivés et des enfants issus de familles itinérantes et de voyageurs  
・社会統合のための言語としてのフランス語（FLI またはFL2I）教授法研修を受けた者。大学コース、研修センター等のコースが存在。  
FLI = Français langue d'intégration  
FL2I = Français langue d'intégration et d'insertion  
〈参考〉  
CASNAVヴェルサイユ大学区 (académie de Versailles) HP : <http://www.casnav.ac-versailles.fr/spip.php?article9>

ない（主にどのような方が講師を担っているか以下にご記入ください）

設問12 言語学習制度にボランティアが関わることはありますか。

ある（ボランティアが担っている主な役割を以下にご記入ください）

国や自治体の委託を受けた団体、特にアソシアシオン（仏NPO）においては仏語講師不足を補うためにボランティアに頼る場合もある。ボランティア募集の政府系、地方団体系のポータルサイトが複数存在し、希望者はボランティアとして応募できる。無資格者はそれぞれの団体内で有資格者の指導の元で活動する。  
〈ボランティア募集ポータルサイト例〉  
政府系サイト：  
<https://www.jeuxaider.gouv.fr/>  
自治体系サイト：  
<https://jemengage.paris.fr/>（パリ市）  
政府、自治体後援サイト：  
<https://www.tousbenevoles.org/>  
<https://www.francebenevolat.org/>  
その他、2010年に発足した市民奉仕制度（Service civique）を通して、若者が国認定の公益アソシアシオンのもとで奉仕活動をするケースもある。  
市民奉仕制度（Service civique）の政府HP：<https://www.service-civique.gouv.fr/>

ない

【在住外国人に対する公的以外の言語学習制度について】

設問13 在住外国人に対する公的ではない自国語（移住先の言語）の言語学習は主にどこで行われていますか。（複数選択可）

- 大学
- 民間の語学学校（専門学校等）
- 企業
- 地域の語学教室（主な運営主体を以下にご記入ください）

アリアンス・フランセーズ（Alliance Française）：フランス語教育の普及を目的として1883年に創設されたアリアンス・フランセーズは、世界832ヶ所を数える国認定の公益ネットワーク。フランス国内には26団体が存在し、それぞれがアソシアシオン（仏NPO）として独立した運営をしている。各アリアンス・フランセーズを統制、コーディネートするアリアンス・フランセーズ財団（Fondation des Alliances Françaises）は公益財団であり、国より年間約100万ユーロの補助金を受けている。

その他、フランスにはフランス語を教える大小多数のアソシアシオンが存在する。アソシアシオンの活動を含めたフランス語関連への取組に対し、文化省では複数の補助制度を設けている。

（参考）

アリアンス・フランセーズ財団HPより（PDF）[https://www.fondation-alliancefr.org/wp-content/uploads/AF\\_Rapport\\_Data\\_2017.pdf](https://www.fondation-alliancefr.org/wp-content/uploads/AF_Rapport_Data_2017.pdf)

文化省HP：<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Langue-francaise-et-langues-de-France/Aides-et-demarches/Aides-et-subventions>

- その他（以下にご記入ください）

設問14 公的ではない言語学習に対して、国や州等から補助金等の財政支援は行われていますか。

- 財政支援がある（具体的な支援の内容を以下にご記入ください）

職場復帰支援や自己啓発の促進を目的に、各種職業訓練、教育訓練に対する財政支援が複数存在する。州やハローワークと提携した訓練機関よりフランス語学習を行う機関を選択し、受講希望者の身分に応じて助成金を申請して自己負担を無くすまたは減らすことが可能（AIFやCPF等）。

AIF（Aide individuelle à la formation）職業訓練個人補助：フランスのハローワーク（Pôle emploi）が州と共同で行う助成システム。主に失業登録済みの求職者が対象。

CPF（Compte personnel de formation）職業訓練個人口座：パートタイム以上の労働者すべてを対象に、資格取得やキャリアアップを目的とした職業訓練のために、国から年間500ユーロ（上限5000ユーロ）が個人の専用アカウントに積立される。失業者や転職者も利用可能。

（参考）

- 財政支援がない

設問15 公的ではない言語学習に対して、国や州等が財政支援以外の支援は行われていますか。

- ある（具体的な支援の内容を以下にご記入ください）

大概の自治体では、アソシアシオンを対象に公施設の部屋貸しを実施している。（公益が認められる活動に対しては無料または安価）

- ない

【就学中の在住外国人の児童に対する取組について】

設問16 就学中の児童に対して、学校内で特別な言語教育の支援を行っていますか。

- 子どもの学校編入準備コースがある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下にご記入ください）

教育法典L. 321-4条ならびにL. 322-4条は、フランスに新規に到着したフランス語を母語としない生徒の就学に関する特別措置の導入を義務付けている。この支援体制は2012年10月2日の通達2012-141号に基づき UPE2A\*と名付けられ、各大学区 (Académie) が CASNAV\*を通して統括する。

小学生以上の生徒は、到着時に言語力と学習能力のチェックを受け、原則として年齢相応の普通クラスに編入する（幼児部の児童は年少～年長クラスへ編入する）。

UPE2Aの就学支援メソッドに厳密な規範はないが、いくつかの原則に則り、生徒の能力に合わせて実行される：

- ・学級編入は年齢優先で行われ、年齢と編入学年のギャップは2年以内に収まるようにする。
- ・言語としてのフランス語ならびに学科を教授するツールとしてのフランス語の双方を学習する。
- ・初年度のUPE2A支援学級は、初等教育で週9時間以上、中等教育で週12時間以上の時間割が生まれ、編入先の普通クラスにも通えるよう練合せが行われる。
- ・支援学級のフランス語に加え、生徒は普通クラスで他に少なくとも二科目の授業を受ける（可能な限り算数／数学および英語などの外国語）。
- ・ひとつの科目を年間通して受けられるように生徒の時間割を練合せる。

就学支援学級ならびに普通クラスにおけるこれら生徒のフォローアップは、学校長の権限のもとに置かれた教育チームが担当する。CASNAVは助言とバックアップを行う。

特別な場合を除き、支援学級への参加期間は一学年以内を目標とする。生徒の学習能力と新環境への適応能力が十分であると判断された場合は、年度途中であっても通常クラスに全面移行することが可能。支援学級と普通クラスを合わせた生徒の年間学習時間数は、普通クラスの年間学習時間数と同等になるよう調整が行われる。

初等教育では、4年目（9～10歳）より、母国で就学経験の無いまたは少ない児童に関しては支援学級を更に1年間延長することも検討される。

中等教育では、2タイプの就学支援学級が存在する。母国で就学経験のある生徒は年齢相応の普通クラスに編入した上で、上記原則に従い、必要に応じて支援学級にも通う。母国で就学経験の無いまたは少ない生徒に関しては、まずはフルタイムで、初等教育4年目の学習レベルに相当する支援学級に通う。学校への素早い統合を促すため、普通クラスにおける仏語の読み書きが不可欠ではない学科（体育、音楽、図画工作等）および遠足等の行事には積極的に参加する。

義務教育以降（16歳以上）の高校レベルにおいても、UPE2Aの就学支援制度は積極的に取り入れられている。また、必要に応じて、各県に設置された情報・進路指導センター（CIO = Centre d'information et d'orientation）も就学支援に協力している。

\*UPE2A：「新規来仏した仏語を母語としない生徒のための教育ユニット」Unité pédagogique pour élèves allophones arrivants

\*CASNAV：「新規来仏した仏語を母語としない生徒ならびに移動生活者の子どもの就学支援のためのセンター」Centre académique pour la scolarisation des enfants allophones nouvellement arrivés et des enfants issus de familles itinérantes et de voyageurs  
（参考）

国民教育省HP：<https://www.education.gouv.fr/bo/12/Hebdo37/MENE1234231C.htm>  
パリ大学区 (académie de Paris) のUPE2A実施施設マップ（小・中・高+親のためのOEPRE）：[https://www.ac-paris.fr/portail/upload/docs/application/file/2016-10/carte\\_upe2a\\_lycees\\_2016\\_2017\\_2016-10-07\\_11-33-38\\_15.pdf](https://www.ac-paris.fr/portail/upload/docs/application/file/2016-10/carte_upe2a_lycees_2016_2017_2016-10-07_11-33-38_15.pdf)

- 子どもの補習校（母語での補修クラス）がある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下にご記入ください）

実施していない

その他（以下にご記入ください）

**設問17 就学中の児童への支援のため、その児童の保護者と学校側とのコミュニケーションに係る（言語的）支援を行っているか。**

- 支援員の派遣を行っている。
- オンラインによる支援を行っている。
- その他（以下にご記入ください）

国民教育省の2017年4月3日の通達2017-060号に基づき、フランスの学校に通う子どもの統合を補助する目的で、フランス語を話さない保護者向けに①フランス語学習、②フランス社会における共和国理念を理解するための講習、③フランス教育システムの理解に関する講習OEPRE\*を無料で提供している。州地方長官ならびに各大学区（Académie）が統括。講習は主に公立学校の校舎を使用し、学校教職員が講師を担当する。場合により、学童/学生の保護者支援ネットワーク REAAP\*関係者や保健職員、自治体職員、博物館職員等と呼ばれることもある。

\* OEPRE：「子どもが成功するために学校を親に開放」Ouvrir l' école aux parents pour la réussite des enfants

\*REAAP：「親の相談・支援・サポートネットワーク」Réseaux d' Écoute, d' Appui et d' Accompagnement des Parents（公的組織）

〈参考〉

国民教育省OEPREポータルサイト：<https://eduscol.education.fr/2187/ouvrir-l-ecole-aux-parents-pour-la-reussite-des-enfants>

パリ大学区（académie de Paris）のOEPRE実施場所と時間の案内フライヤー：

[https://www.ac-paris.fr/portail/upload/docs/application/pdf/2021-05/oepre-20-21-liste\\_des\\_dispositifs.pdf](https://www.ac-paris.fr/portail/upload/docs/application/pdf/2021-05/oepre-20-21-liste_des_dispositifs.pdf)

- 行っていない

**設問18 外国人児童生徒専門の教育機関（チャーター・スクールなど）を設置しているか。**

- 公設公営
- 公設民営
- その他

- 設置していない

**【母語教育への支援について】**

**設問19 母語教育への公的な支援（以下、母語支援）を行っているか。**

- ある → 設問18にお進みください
- ない → 設問22にお進みください

**設問20 母語支援の具体的な対象者と実施する根拠をご記入ください。**

**設問21 母語支援の実施にあたって責務（実施・運営・財政負担・便宜 等）を負う主体をお答えください。**

- 国（以下に、その責務の内容をご記入ください）

- 州（以下に、その責務の内容をご記入ください）

- 地方自治体（以下に、その責務の内容をご記入ください）

- その他（以下に、主体とその責務の内容をご記入ください）



設問22 母語支援の実際上の担い手（運営主体）をお答えください。

- 公立の語学学校
- 民間の語学学校（国等から委託等）
- その他（以下に御記入ください）

**【移住外国人に対する生活オリエンテーションについて】**

設問23 言語学習制度、又はそれ以外の制度の中で、移住外国人に対して市民教育オリエンテーション（国の概要、社会慣習等）を実施していますか。

- 言語学習制度の中で実施している  
（主な内容、学習期間（時間）を以下にご記入ください）

設問7の回答にある OEPRE 制度（フランス語を母語としない生徒の保護者支援）には、フランス語学習の他にフランス社会の理念や習慣を理解する講習とフランスの学校システムを理解する講習が含まれている。年間60～120時間。

（参考）

国民教育省OEPREポータルサイト：<https://eduscol.education.fr/2187/ouvrir-l-ecole-aux-parents-pour-la-reussite-des-enfants>

- 言語学習制度以外の制度で実施している  
（実施主体・方法、主な内容、学習期間（時間）を以下にご記入ください）

共和国統合契約（CIR）の研修プログラムには言語学習と公民教育が存在する。言語学習は受講者のフランス語レベルに応じて免除もあり得るが、公民教育はCIR対象者全員が受講しなくてはならない。2019年より、公民教育の研修時間はそれまでの2日間（12時間）から4日間（24時間）に強化された。その他、予習復習用に研修プログラムのアプリケーションが用意されている。内容はフランスの歴史や理念、習慣、各種行政手続きの方法、具体的問題を解決するためのワークショップ等。

内務省が発行しているCIR公民教育アプリ：

<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Integration-et-Acces-a-la-nationalite/Formations-en-ligne/Des-outils-en-ligne-sur-les-codes-et-les-valeurs-de-la-Republique/L-application-Formation-civique-CIR>

- ない

**【その他、移住外国人の社会統合施策について】**

設問24 その他、移住外国人の受け入れ時に公的に行っている社会統合施策があればご記入ください。（実施内容・主体・方法 等）

設問は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。